

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第二条 (略) 一〇九 (略) 十 (略) イ (略) ロ (略) (一) (三) (略) (四) 真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充填物であつて、化学的にぬれ性を改善する処理を行った燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの (五) (七) (略) 十一 (三十) (略) 三十一 ガス遠心分離機のローターの製造用若しくは組立てに用いられる装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの イハ (略) 三十二 (四十四) (略) 四十五 トリガー火花間隙であつて、陽極遅延時間が一五マイクロ秒以下のものうち、せん頭電流が五〇〇アンペア以上のもの 四十六 (五十二) (略) 五十三 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマ	第二条 (略) 一〇九 (略) 十 (略) イ (略) ロ (略) (一) (三) (略) (四) 真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充てん物であつて、化学的にぬれ性を改善する処理を行った燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの (五) (七) (略) 十一 (三十) (略) 三十一 ガス遠心分離機のローターの製造用若しくは組立に用いられる装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの イハ (略) 三十二 (四十四) (略) 四十五 トリガー火花間隙であつて、陽極遅延時間が一五マイクロ秒以下のものうち、せん頭電流が五〇〇アンペア以上のもの 四十六 (五十二) (略) 五十三 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマ

ニピュレーターであつて、厚さ〇・六メートル以上の放射線を遮蔽する壁を隔てて操作することができるもの

五十四 放射線を遮蔽するように設計した窓であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその窓枠

イハ (略)

五十五 五十九 (略)

第三条 (略)

2 (略)

一四 (略)

五 充填用の機械であつて、遠隔操作が可能であり、かつ、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

六十一 (略)

第五条 (略)

一三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ (略)

(二) (略)

(二) 再突入機の熱遮蔽体(セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。)又はその部分品

(三) (七)

五九 (略)

十 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに

ニピュレーターであつて、厚さ〇・六メートル以上の放射線を遮へいする壁を隔てて操作することができるもの

五十四 放射線を遮へいするように設計した窓であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその窓枠

イハ (略)

五十五 五十九 (略)

第三条 (略)

2 (略)

一四 (略)

五 充てん用の機械であつて、遠隔操作が可能であり、かつ、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

六十一 (略)

第五条 (略)

一三 (略)

四 (略)

イ (略)

ロ (略)

(二) (略)

(二) 再突入機の熱遮へい体(セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。)又はその部分品

(三) (七)

五九 (略)

十 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに

該当するもの

イゝタ (略)

レ トリス― (二―メチル) アジリジニルホスフィンオ

キシド (別名MAPO)

ソゝキ (略)

十一ゝ三十九 (略)

第六条 (略)

一ゝ十一 (略)

十二 (略)

イ (略)

(二)ゝ(五) (略)

(六) (略)

1ゝ19 (略)

20| ビス(二―メチルアジリジニル)二―(二―ヒド

ロキシプロパノキシ)プロピルアミノホスフィンオ

キシド(別名BOBBA8)及びその他のMAPO

誘導体

(七) (略)

ロゝホ (略)

十三ゝ十九 (略)

二十 軍用に設計した画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品(リに該当するものを含む。)若しくは附属品(いずれも第一世代のイメージ増強管及び第一

該当するもの

イゝタ (略)

レ トリス― (二―メチル) アジリジニルホスフィンオ

キシド

ソゝキ (略)

十一ゝ三十九 (略)

第六条 (略)

一ゝ十一 (略)

十二 (略)

イ (略)

(二)ゝ(五) (略)

(六) (略)

1ゝ19 (略)

20| ビス(二―メチルアジリジニル)二―(二―ヒド

ロキシプロパノキシ)プロピルアミノホスフィンオ

キシド(別名BOBBA8)及びその他のMAPO

誘導体

(七) (略)

ロゝホ (略)

十三ゝ十九 (略)

二十 軍用に設計した画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品(リに該当するものを含む。)若しくは附属品(第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイ

世代のイメージ増強管を組み込むよう設計した装置を除く。）

イゝリ（略）

二十一ゝ三十四（略）

第七条 検査法施行令別表の六の項（二）及び（二十二）の外務

省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 検査法施行令別表の六の項（二）に定めるもの まぐろ

二 検査法施行令別表の六の項（二十二）に定めるもの 放送用のもの

メージ増強管を組み込むよう設計した装置を除く。）

イゝリ（略）

二十一ゝ三十四（略）

（新設）